

令和5年長浜市農業委員会10月定例総会会議録

令和5年10月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（19人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	2番	中川 半弥
	3番	家倉 和行	4番	多賀 正和
	6番	森川 ゆり	7番	廣部 重嗣
	8番	森 勘十	9番	橋本 治太郎
	10番	村方 義昭	11番	伊藤 泰子
	12番	尚永 稔	14番	北川富美子
	15番	大塚 高司	16番	阿辻 康博
	17番	小畑 義彦	19番	二矢 秀雄
	20番	西橋 絹子		

2. 会議に欠席した委員

18番 池田 美由紀

3. 会議に出席した職員

局長 田中 昌幸、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則、
副参事 中北 吉紀、副参事 近藤 英昭、主査 林 清次

4. 議案等

報 告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第170号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第171号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第172号	農用地利用集積計画案について
議案第173号	農用地利用集積等促進計画案について
議案第174号	土地改良事業参加資格交替承認について

5. 議事録署名委員

7 番 廣部 重嗣 8 番 森 勘十

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会 令和5年10月定例総会を開催させていただきます。

それでは、本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内19名と過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、9月19日常設審議委員会が天津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件がありましたので、職員も出席しております。9月28日、皆さんに取りまとめていただきました、令和6年度長浜市農業施策に関する意見書を正副会長並びに農業振興委員会委員のみなさまに参加いただき、市長に提出いたしました。

次に、今月の審議事項につきましては3条申請が14件、5条申請が7件と、農用地利用集積計画案の決定、農用地利用集積等促進計画案の審議、土地改良事業参加資格交替承認、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る

10月3日に当番委員、19番の矢秀雄委員、20番の西橋絹子委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

本日の欠席通告欠席委員の報告、18番の池田美由紀委員の欠席通告をいただいています。

本日の議事録署名委員報告、7番の廣部重嗣委員、8番の森勘十委員、両委員よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和5年10月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところですが、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、室町地先、田1筆、697㎡を宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は道路、西と南は区画整理事業用地、北は道路です。番号1の届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で現在仮換地中でございます。このため、地番が仮換地地番となっていることから一般的な地番と異なります。

番号2、土地の表示、室町地先、田2筆、529㎡を宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は雑種地、北は宅地です。番号2の届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で現在仮換地中でございます。このため、地番が仮換地地番となっていることから一般的な地番と異なります。

す。

番号3、土地の表示、新庄寺町地先、畑1筆、241㎡を一般住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は宅地です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和5年10月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は10件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、八幡中山町地先、畑1筆、122㎡を売買により駐車場にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は宅地と畑、西は里道、南は畑、北は里道です。

番号2、土地の表示、平方町地先、田1筆、153㎡を売買により住宅するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は畑です。

番号3、土地の表示、四ツ塚町地先、畑1筆、3.66㎡を売買により住宅用地するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は次にご説明申し上げます番号4の届出地、南は田、北は道路です。

番号4、土地の表示、四ツ塚町地先、畑1筆、99㎡を売買により住宅用地するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は先にご説明申し上げました番号3の届出地、西は譲渡人所有畑、南は田、北は道路です。

番号5、土地の表示、地福寺町地先、田1筆、410㎡を売買により分譲宅地用地するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は後にご説明申し上げます番号7の届出地、北は道路です。

番号6、土地の表示、勝町地先、田2筆、694㎡を売買により分譲宅地用地にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は道路、南は雑種地、北は畑です。

番号7、土地の表示、地福寺町地先、田1筆、408㎡を売買により住宅するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は先にご説明申し上げました番号5の届出地です。

番号8、土地の表示、宮司町地先、田5筆、996㎡を売買により宅地分譲するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は

宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地です。

番号9、土地の表示、宮司町地先、田7筆、2,372㎡を売買により賃借事業所用地にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は里道、南は宅地、道路、北は里道、宅地です。

番号10、土地の表示、口分田町地先、田3筆、3,434㎡を売買により事業所用地にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は里道、西は道路、南は畑、北は宅地です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和5年10月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計3筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田3筆、5,390㎡の解約です。番号1と3は相対で、耕作目的の解約です。番号1は後にご説明させていただきます、議案170号、農地法3条申請番号9にかかる解約です。次に番号2につきましては、レーク伊吹農協の農地利用集積円滑化事業による解約で、耕作目的の解約となっております。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第170号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第170号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和5年10月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、ご説明いたします。今月は、3条申請が14件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、南小足町地先の畑1筆、72㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、雑草がありましたが耕作再開が可能な状況です。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は高齢となり管理ができないことから、

所有地に隣接する耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号2、土地の表示、安養寺町地先の畑1筆、112㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、野菜の作付けがされていました。申請地は、令和4年7月11日付けで、指定農地として3条の許可を行った案件ですが、今回の法改正により贈与による所有権移転登記を行うため申請されたものです。

番号3、土地の表示、尊野町地先の畑1筆、208㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、耕起がされていました。譲渡人は他府県に居住されており、管理ができないことから、申請地の集落に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号4、土地の表示、七条町地先の登記地目、田1筆、968㎡と、畑1筆、23㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地はいずれも白地の農地で、現地を確認したところ、かなり草が伸びている状況ですが、機械などにより耕起を行うことで耕作が可能と考えられます。前述のとおり、譲渡人は管理ができておらず、今回、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。なお、今後は、申請地で野菜と一部梅を植えるとのことを聞いております。

番号5、土地の表示、春近町地先の畑1筆、205㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地を確認したところ、ビニールシートがかけられていましたが、当該シートを外すことで耕作再開が可能な状況です。譲渡人は他市の方で管理ができないことから、申請地に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり、申請されたものです。

番号6、土地の表示、高月町井口地先の田1筆、1,378㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青字の田で、現地を確認したところ稲穂が伸びており、一部は野菜の作付けがされていました。譲渡人は他府県の方で管理ができず、申請地に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号7、土地の表示、南浜町地先の畑1筆、83㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、野菜の作付けがされていました。申請地は、令和5年5月12日付けで、交換で3条の許可を行った案件ですが、権利移転の内容は売買とのことで、今般、再度申請されたものです。

番号8、土地の表示、湖北町小倉地先の田2筆、3,066㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地を確認したところ、稲刈り後の状況でした。譲渡人は他市に引っ越しをされ管理ができなくなったことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号9、土地の表示、内保町地先の田1筆、814㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地はいずれも白地の田で、現地を確認したところ、稲刈り後の状況でした。申請地はすでに耕作可能な譲受人の所有となっていますが、今般、所有権移転登記を行うため、本申請をされたものです。

番号10、土地の表示、小谷丁野町地先の畑1筆、125㎡を交換にて権利を取得されるもの

です。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、雑草が少しある程度で耕作再開が可能な状況です。譲受人は他府県の方ですが、月に数回申請地横にある実家に帰省しているとのことで、その際に他に所有している畑地を耕作されています。今般、交換にて取得される農地は、実家に近くなり管理がしやすくなることから、双方で話がまとまり申請されたものです。

番号11、土地の表示、宮司町地先の登記地目、田1筆、43㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は市街化区域の白地の畑で、現地を確認したところ、雑草がありますが耕作再開が可能な状況です。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。申請地は譲受人隣接の土地で、管理がしやすいことから話がまとまり申請されたものです。なお、申請地には主に花を植えるとのことを聞いております。

番号12、土地の表示、西浅井町塩津浜地先の田1筆、1,007㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地を確認したところ、雑草がありますが耕作再開が可能な状況です。譲渡人は、他府県の方で管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号13、土地の表示、余呉町池原地先の登記地目、田5筆、2,975㎡と、畑2筆、299㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田と白地の田、及び白地の畑で、現地を確認したところ、一部は稲刈り後で、一部は雑草がありますが、その土地も耕作再開が可能な状況です。本件は譲渡人である相続財産清算人から譲受人に任意売却の話があり、双方で話がまとまり申請されたものです。なお、申請地にはみかんを栽培するとのことです。譲受人は他府県の方ですが、月1回は管理のために訪れ、消毒や草刈りを行い、また、収穫時期には同じく任意売却で購入した宅地をリフォームし、そこで寝泊まりし、収穫等を行うとのことです。

番号14、土地の表示、春近町地先の田3筆、3,633㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地を確認したところ、稲刈り後の状況でした。譲渡人は他市の方で、管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

以上、申請番号1から14につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第170号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第170号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。3番の家倉和行委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

それでは、議案第170号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第171号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第171号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年10月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第171号につきましては、今月の締切までに7件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、さる9月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、2番の中川半弥委員、17番の小畑義彦委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和5年10月3日に、19番の二矢秀雄委員、20番の西橋絹子委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

申請番号1、西浅井町大浦地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地におい

ては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、二矢委員よりご報告いただきます。

（二矢委員）

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、西浅井町大浦地先、畑、773㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐艇場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は農地、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は西浅井町大浦で、船艇の買取、販売、貸置場等を営んでおり、現在、自宅兼営業所内の敷地及び隣接敷地を借りて駐艇場を設置されていますが、転用手续をせずに敷地に碎石を敷いて駐艇場として使用されていました。今回、所有者と売買の話がまとまり、所有権移転の手続きを行うにあたり、転用許可を得ていないことから、申請されたものです。なお、今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、小谷上山田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、西橋委員よりご報告をいただきます。

（西橋委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、小谷上山田町地先、田2筆、畑1筆、228.91㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場、駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は道路、北は里道です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の東隣に事務所を構えて建設業を営んでおり、事業拡大のため、資材置場と駐車場の拡張を計画し、事務所横の譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の道路側溝に排出される計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご

審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、余呉町中之郷地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、二矢委員よりご報告をいただきます。

（二矢委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、余呉町中之郷地先、畑3筆、983㎡、契約内容は売買で、転用目的を太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は道路、南は農地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、全国各地で太陽光発電施設を整備している業者で、すでに同町内で太陽光発電施設の設置の実績があり、今回、申請地所有者と話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号4、余呉町川並地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、引き続き、二矢委員よりご報告をいただきます。

（二矢委員）

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、余呉町川並地先、畑、444㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地、西は道路、南は農地、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は、勤務地の近くで住宅を建てる計画を立て、申請地所有者と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、北側道路の側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号5、相撲庭町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、西橋委員よりご報告をいただきます。

（西橋委員）

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。"番号5は、土地の表示、相撲庭町地先、田、402㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。

周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は道路、北はこの後、申請番号7で説明します転用申請地です。

写真をご覧ください。借受人は、親名義の土地を借りて、実家近くに自宅を建築する計画を立て、今回、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、敷地南側の水路に排出する計画になっており、隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号6、相撲庭町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、申請番号5に関連があることから、引き続き、西橋委員よりご報告をいただきます。

（西橋委員）

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、相撲庭町地先、田、3.06㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は先に申請番号5で説明しました転用申請地、西は譲渡人所有農地、北は転用許可済農地です。

写真をご覧ください。申請地は、申請番号5で申請された農地とともに、一般住宅を建築する計画を立て、申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水排水は、敷地南側の水路に排出する計画になっており、隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、相撲庭町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、申請番号5、6に関連があることから、引き続き、西橋委員よりご報告をいただきます。

(西橋委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、相撲庭町地先、田、19㎡、契約内容は交換で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は転用許可済農地、南は先に申請番号5で説明しました転用申請地、北は雑種地です。

写真をご覧ください。譲受人が、すでに申請地の北側で整備している駐車場の拡張を計画し、また、譲渡人の子供が敷地南側で住宅を建てる計画があることから、それぞれの所有地を交換して取得する話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第171号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(廣部委員)

番号7番についてお聞きします。契約内容は交換とありますが、交換の場合、譲渡人、譲受人と同じ方で、相対の交換というのは出てこないのですね。

(事務局)

ご説明させていただきます。航空写真をご覧ください。今回、申請として挙がっているのは、既存の駐車場のすぐ下の部分になります。こちらの土地はもうすでに駐車場として埋まっており、敷地内で入りくんだ一筆となっておりまして、こちらが申請の敷地でございます。ここの部分につきましては、すでに一部が駐車場になっており、今から7年程前に許可を得られて、こちら一帯を駐車場と資材置場にするということでの許可済みの敷地の一筆になってございます。一部は駐車場として既に整備済みですが、残り部分を資材置場にするというお話でしたが、現状はまだ、そこまで手が付けられていないと伺っているところです。今回、お隣に家を建てる計画が出て、家の敷地を出来るだけ正方形にしたいと家

を建てられる方が考えられまして、分筆した上で、上の敷地の方が売買というか、もし、この土地を譲っていただけるのなら、一緒に駐車場として整備する申請として上がってきたところでございます。交換になりますので、北側の土地と南側の土地の交換となり、一応、既に許可済みの土地ということで、農地でないという判断をさせていただいており、今回、申請には上がっていないというところでございます。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第171号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第172号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第172号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和5年10月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、所有権の移転の案件がございます。所有権の移転につきましては、所有者2人、取得者2人、筆数は5筆、面積は7,769㎡の所有権を移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、所有権の移転について、と記載されている番号1から番号5はすべて、地元農業者等に、所有権の移転をされる計画です。

以上、利用集積計画における取得者はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第172号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(將亦委員)

今回の農用地利用集積計画案について、番号1は譲渡人が長浜市となっておりますが、現況は農地のままになっており、今まで誰が耕作をされていたのですか。

(事務局)

はい、お答えします。こちらの現況につきましては、草刈り等がされている農地として、遊休農地とまではいきませんが、耕作再開可能な状況ではございますが、耕作はされておられません。

(將亦委員)

一昨年もあったと思うのですが、現在、行政としての長浜市が持っている農地を一覧等で、また、将来の方向性というのを、一度、行政から出していただけるとありがたい。今回は、要望だけでも述べさせていただきます。

(事務局)

はい、ありがとうございます。財政課の農用地の関係の担当課がございますので、一通り、またあと残りどれぐらいあるのかというところを確認した上で、また、できる限り、資料のご提供させていただきたいと思います。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

私からもお聞きします。

市外の方ですが、本当に耕作できるのですか。

(事務局)

はい、お答えします。この方は、実は元々は地元の方で、今年に家や農地を全て相続され、月に2度ほど帰ってきて、きちんと耕作されるということと、また、この農地の周辺に親戚の方がおられ、その方にご協力いただきながら、しっかりと耕作していく、ということでお話を聞いております。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。16番の阿辻康博委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

諮問をうけました、議案第172号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第173号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第173号、農用地利用集積等促進計画案について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により決定を求めます。令和5年10月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、新規の中間管理権の設定の案件がございます。10月は番号1の1件が新規の中間管理権の設定でございます。計画では、貸し手1人に対して借り手が1人で、筆数は1筆、3,171㎡を利用権設定される計画です。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第173号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第173号、農用地利用集積等促進計画案については、農業委員会として意見なし、として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、意見なし、と決定し、市長に報告いたします。

(会長)

次に、議案第174号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第174号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和5年10月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から2番までの2件、姉川沿岸土地改良区から申し出のありました、番号3番から番号15の13件、合計15件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第174号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

私からお聞きします。湖北土地改良区、姉川沿岸土地改良区以外の土地改良区はどこになりますか。

(事務局)

お答えします。あと3ヶ所ございます。旧長浜地区でいきますと、南部エリアに長浜南部土地改良区。北部エリアとびわエリアに姉川左岸土地改良区。また、びわの一部エリアに早崎内湖土地改良区。全部で5つの土地改良区がございます。

(会長)

わかりました。他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、採決に移ります。

それでは、議案第174号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。